

令和7年度第4回新潟地方最低賃金審議会 議事要旨

開催日時	出席状況
令和7年8月22日（水）10時00分～11時45分	公益4/5 労働者側5/5 使用者側5/5
<p>○主な審議事項</p> <p>1 新潟地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問・調査審議・答申） 令和7年8月6日付けで同審議会の意見に関する公示を行い、申出締切日（8月21日）までに3団体（すべて労働組合団体）から、審議会答申額1,050円に対し引上げを求める等異議申出が行われたことから、本日付けで労働局長から同審議会議長に対して異議申出に係る諮問を行った。 併せて、異議申出を行った団体のうち、3団体が本審議会において異議申出に係る陳述を行った（陳述内容の詳細は、後日掲載する議事録を参照。）。 異議申出内容を踏まえ、労使それぞれの意見も述べられ慎重に審議を行った結果、審議会答申は十分に審議を尽くした結果であることから、「令和7年8月6日付け答申どおり決定することが適当である」との結論に全員一致で至った。 よって、同内容により、同日付けで同審議会議長から労働局長に対して答申を行った。</p> <p>2 新潟県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に係る審議（調査審議・答申） 令和7年8月6日付けで新潟県特定最低賃金（3業種）の改正決定の必要性の有無に係る諮問が労働局長から同審議会に対して行われていたところ、同日、3業種それぞれに関する改正決定の必要性の有無に係る審議を行った。 「自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業最低賃金」は改正決定の必要性があるとの結論に至り、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」及び「各種商品小売業最低賃金」については改正決定の必要性はないとの結論に至った。 よって、同内容により、同日付けで同審議会議長から労働局長に対して答申を行った。</p> <p>3 新潟県特定最低賃金の改正決定について（諮問） 前記2の答申結果を受け、自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業最低賃金の改正決定について、本日付けで労働局長から同審議会議長に対して諮問を行った。</p> <p>4 答申等の有無 有 ○異議申出に係る答申が行われた（答申内容は、前記1を参照。）。 ○新潟県特定最低賃金（3業種）の改正決定の必要性の有無に係る答申が行われた。（答申内容は、前記2を参照。）</p> <p>5 今後の日程 ○第5回新潟地方最低賃金審議会（本審）については、令和8年3月に開催予定。 ○新潟県特定最低賃金（自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業）専門部会については、今後新たな委員が任命された後に開催予定。</p> <p>※公開状況：傍聴人10名 異議申出陳述人3団体3名、報道関係者5社10名</p>	